

第4次山形県犯罪被害者等支援推進計画の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復又は軽減し、生活を再建していくためには、さまざまな関係機関・団体が連携し、地域社会全体で犯罪被害者等を支えていくことが必要

2 計画の位置付け

- ・山形県犯罪被害者等支援条例第8条に基づく計画
- ・犯罪被害者等の支援を推し進めるための指針
- ・SDGsの推進に寄与



3 計画期間・進行管理

- ・令和7年度から令和11年度まで（5年間）
- ・毎年度、施策の進捗状況について評価

第2章 犯罪被害者等の現状

1 県内における犯罪等の状況

- ・刑法犯認知件数はピーク時の約5分の1に減少
- ・交通事故の発生件数、負傷者数は減少傾向、死者数は横ばい
- ・DV、ストーカー、各種虐待は高止まりの状況

2 犯罪被害者等が置かれている状況

- ・犯罪被害により心身に様々な問題を抱える
- ・「二次的被害」による中長期的な苦しみ、「再被害」への不安や恐怖
- ・犯罪被害者等の生活を再建するには、医療、生活、教育、納税等の各種社会保障制度、経済的支援等の様々な支援が必要

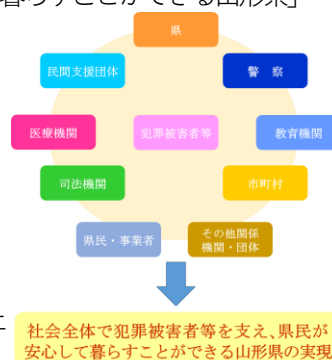
第3章 支援に関する基本理念

1 基本的な方針

- 「社会全体で犯罪被害者等を支え、県民が安心して暮らすことができる山形県」
- ・個人としての尊厳の尊重
 - ・名誉・生活の平穏化への十分な配慮
 - ・途切れることのない支援を行うため、適切な役割分担の下での連携・協力
 - ・すべての県民の理解とそれぞれの立場における自主的取組の推進

2 重点項目

- ・支援体制の整備・充実
- ・損害回復・経済的支援の促進
- ・精神的・身体的被害の回復、再被害の防止
- ・県民の理解促進



第4章 具体的な施策（主な取組）

重点項目1 支援体制の整備・充実

※下線部は今次計画で新たに追加する施策

○推進体制の整備【第11条】

山形県被害者支援連絡協議会の活用による関係機関・団体との連携及び協力
市町村における被害者支援に特化した条例の制定に向けた支援

○総合的相談体制の整備【第12条】

総合的相談体制の強化 性暴力被害者対応窓口の充実と関係機関との連携

○支援従事者の育成【第13条】

DV・各種虐待防止に係る関係者への研修 人材育成のための研修会等の実施

○調査研究【第23条】

県民・事業者対象の意識調査の実施

○支援従事者に対する支援【第14条】

代理受傷の危険性認識のための研修

○民間支援団体に対する援助【第15条】

支援活動員養成講座への講師派遣 財政基盤の確保

重点項目2 損害回復・経済的支援の促進

○日常生活の支援【第17条】

民間支援団体と連携した付添い・生活支援

○居住の安定【第19条】

県営住宅への優先入居 緊急避難場所の提供と宿泊経費の公費負担

○雇用の安定等【第20条】

労働全般に係る問題についての助言等

○経済的負担の軽減【第21条】

就学困難な場合の就学支援 児童扶養手当法の適正な運用

犯罪被害者支援事業の適正な運用 地方税における適切な対応
支援手続きのDX化

重点項目3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止

○心理学的相談の充実等【第16条】

女性の悩み等への相談支援、各学校へのスクールカウンセラーの派遣

○安全の確保【第18条】

DV被害者・各種被虐待者の保護及び被害防止の推進
緊急保護体制の充実及び関係機関の連携

重点項目4 県民の理解促進

○広報及び啓発【第22条】

犯罪被害者県民のつどいの開催、命の大切さを学ぶ教室の開催
「生命（いのち）の安全教育」の推進と性犯罪・性暴力被害に関する各種相談窓口の周知啓発
性暴力被害者対応窓口の周知、啓発